

## 仕様書

### 1 件名

令和6年度 小松市立第一小学校節水器具導入業務（物品）

### 2 納入期限

令和6年10月16日（予定）

### 3 履行場所

小松市立第一小学校 石川県小松市白江町ハ73-1

### 4 調達物品

発注者（以下「甲」という。）の定めた履行場所に、受注者（以下「乙」という。）は、「5 節水器具について」で示した節水器具を別紙「取付箇所一覧表」のとおり水栓に設置すること。

### 5 節水器具について

本件設置の「節水器具」の性能・機能に関しては次の内容を満たすものとする。

- (1) 仕様する節水器具は設置箇所に応じた水量の調整が可能であること。
- (2) 校内の水栓に取り付け可能であること。
- (3) 水道の水質及び使用感が、器具等取付後においても影響がないこと。もし、利用者からの要望・苦情等が出た場合は速やかに節水器具の調整・交換または撤去等を実施すること。
- (4) 一般水栓に使用する節水器具の材質は安全性・衛生面・経年劣化等を含めた耐久性及び摩耗度を考慮し【SUS304】または同等の材質とする。なお、水圧負荷の小さいトイレ用に関してもSUS304が望ましいが摩耗度が低いことと価格低減につながること及び飲料に供さないことにより、この限りではない。ただし安全性・衛生面等を充分に考慮した素材であること。
- (5) 全ての節水器の品質・材質保証は15年以上耐え得るものとする。
- (6) 水道の流速を落とすことなく水量を減じることができるものであり、乱流・振動及び異音対策が施されており、施された対策の有効性が容易に認識・証明される機材であること。
- (7) 生徒の遊び・いたずら等で外される可能性のある、節水器具本体の外部装着型は不可とする。また、感染症防止のため外気混入型は不可とする。

### 6 調達内容の保守

調達内容の保守等は次のようにすること。

- (1) 年1回の保守点検を5年間実施し、正常に動作しているか点検すること。  
物品の不具合や、物品に起因する設備の不具合、障害がないか点検を行い、甲に点検結果報告書を提出すること。
- (2) 物品に障害が発生した場合は、甲の指示に従い、乙は、即時に対応し正常な運用が可能となるよう措置すること。なお、障害復旧作業では、修理作業、関係事業者への対応、復旧後の試験等を行い、施設管理担当者の了承をもって障害復旧とする。

## 7 設置上の留意点

- (1) 児童・生徒等利用者の安全に十分留意するとともに、授業等日常の教育活動に支障を来たさないよう、学校の指示に従い、校長の確認了承の上、作業に入ること。
- (2) 設置前に、学校と設置場所・設置日時・安全対策・資材置場、設置時に業者が使用するトイレ・設置場所の鍵の管理等を十分打ち合わせること。
- (3) 日常の作業は、学校へ開始前・終了時の報告をすること。
- (4) 物品設置による発生材は数量を確認し、処理方法が指定されているものを除き、不法投棄など第三者に損害を与えることのないよう、乙の責により適正に処分すること。
- (5) 物品設置完了後、甲と検査日を打ち合わせの上、所定の検査を受けること。
- (6) 労災保険の適用は乙の負担とし、作業中に生じた事故・損害の一切の責任を負うものとする。
- (7) 履行状況写真を撮影、整理して甲に提出すること。なお、写真はカラー写真とし原則として作業の実施前、実施中、実施後 の状態をそれぞれ同じ方向から撮影すること。ただし、甲と協議の上、作業の内容上必要ないと認められる場合にはこの限りではない。
- (8) 履行場所ごとに物品の種類・数量・場所を明記した書類・設置図面を提出すること。また、甲の要望に応じて必要資料等を提出すること。
- (9) 設置期間中に建物及び備品を破損等、校内の汚れ及び破損物損事故を起こした場合は、校長、又は甲の指示に従い、乙の責任において原状復帰の作業をすること。
- (10) 納入期限までに、給水設備が正常かつ良好に稼働する状態にすること。

## 8 「節水器具」設置後の効果および補償

本案件の成果の検証が1年後以降になる性質上、下記「効果」（削減率・削減額保持）及び『補償』に関しては必須事項として付帯され、その検証結果報告書を提出すること。

- (1) 物品設置後1年間に於ける削減実績が過去3年の平均実績値の10%を下回った場合は、充分な調査・原因究明等を行い、10%以上になる措置を講じること。なお、当該学校に於いて平均実績値に大幅な変動要因等があった場合の増減または、多大な変動要因がある場合は甲と確認・協議して適宜対処する。

## 9 その他

- (1) 乙は、作業もしくは設置の影響により、甲または第三者に損害を及ぼしたときは、甲または第三者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を乙が負うものとする。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、物品が損失または損傷した場合に、速やかに代替品を提供すること。これにより、甲の事業に損害を及ぼした場合、甲は乙に対して賠償を請求することができる。
- (3) 甲は、天災（地震を含む）その他の不可抗力（戦争行為を除く）により、物品が滅失または損傷したときの負担は、乙と協議して決定する。
- (4) 雑消耗品、設置・調整費・交換、搬入運搬等、保守点検、設置後効果検証・調査等に係る費用は契約金額に含む。
- (5) 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と協議の上処理すること。

## 10 担当

小松市教育委員会事務局教育庶務課 川本 一輝  
T E L 0 7 6 1 - 2 4 - 8 1 2 1  
F A X 0 7 6 1 - 2 3 - 3 5 6 3  
M A I L taishin@city.komatsu.lg.jp

## 取付箇所一覧表

### 小松市立第一小学校

設置箇所		水栓種類(設置数)	設置数	備考
3F	男女トイレ(3-4)	フラッシュ-(12)	12	
	調理室	水自在栓(6), 混合栓(7)	13	
	家庭室	水自在栓(11)	11	
	男女トイレ(6-3)	フラッシュ-(9)	9	
2F	男女トイレ(5-3)	フラッシュ-(9)	9	
	男女トイレ(1-3)	フラッシュ-(12)	12	
	わかば	水自在栓(2), 混合栓(1)	3	
1F	第一音楽室	水自在栓(2)	2	
	男女身トイレ	フラッシュ-(7)	7	
	保健室	シャワー(2), カラン(1)	3	
	職員室	混合栓(1)	1	
	図工室	水自在栓(10)	10	
	第2理科室(準備室含)	水自在栓(7)	7	
	男女トイレ(図工室)	フラッシュ-(3)	3	
屋外	児童クラブ	フラッシュ-(5)	5	
	バッケンネット横	SK栓(3)	3	
	正面玄関	SK栓(6)	6	

設置箇所		水栓種類(設置数)	設置数	備考
1F 給 食 室	メイン	水自在栓(6), 湯自在栓(6)	12	
	釜	水自在栓(4)	4	
	洗浄	水自在栓(4), 湯自在栓(4)	8	
	下処理	水自在栓(6), 湯自在栓(6)	12	
	バックヤード	フラッシュ-(1)	1	
合 計			153	